

組合だより



令和2年10月15日発行

No.398

静岡共済協同組合

代表理事 鈴木 英 代

本部 浜松市中区新津町610

TEL 053-465-5391

支部 島田市大井町2279-2

TEL 0547-36-1198

コロナの外出自粛により、高齢者の孤独死が増加しているとの報道を少し前に見ました。別居しているとはいえ、兄弟も子供もいたというのに何故なのだろうか、と疑問に思いました。コロナが流行するまでは、時々様子を見に行ったり、病院にも付き添ったりしていたと聞きましたが、コロナで不要不急の外出は避けるようにと、密になることは避けるようにいわれ、気にはなっていたようなのですが、今までしていたことをやめてしまったようなのです。自分が行動することによって、コロナに感染するかも知れないという不安と、自分が知らない間に感染し、人にコロナをうつすかもしれないという不安があったと聞きました。ふと疑問に思いました。確かにもっともなことだと思えるのですが、安否を確認する方法は、何かあったのではないのだろうか、間近で対面しなくても様子を確認することは出来なかったのだろうか。

介護というほどではなくても、人を気遣うことは誰でもが簡単に出来るものではありません。

親であれ子であれ、夫々が家庭をもち社会人として仕事をしていれば、たとえ身内であっても四六時中気遣っている訳にはいかないものです。それをコロナのせいにして、自分を正当化しようとしているのではないかと、考えてしまいました。ひねくれた考えかも知れませんが、何もかも面倒な気遣いをしなくてもいいという、きっかけをコロナが作ってくれたのではないのだろうか。

このことで、責めるわけではないのです。ただ、少し悲しかっただけですが、これからはもっと、人との付き合い方や楽しみ方を考えていかなければならないと思いました。しばらく続くであろうコロナ対策として、また、これからの時代に適応するような、接し方や付き合い方を考えるには、コロナは良い経験であったと思うのです。引き続きコロナとは付き合い方かなければならない状況ですので、ちゃんと向き合い考えていこうと思います。私の独り言でしたが、皆さんはどう考えますか。

お知らせ



- ◆ 標準報酬月額**の定時決定**（算定基礎届）により、9月分から**社会保険料が変更**になっている方がいます。定時決定または随時改定によって決定された標準報酬月額について、被保険者の方へお知らせ下さい。
- ◆ 労働保険料第2期分の口座振替日は**10月28日（水）**です。
- ◆ 9月より厚生年金の標準報酬月額の最高等級が62万円から65万円に引き上げられました。該当被保険者の事業所様には年金機構より通知書が届いていると思いますので静岡共済までFAXして下さい。
- ◆ 静岡県の最低賃金が**昨年度と同額**の、時間額**885円**に決定しました。日給や月給の従業員の方は1時間当たりの賃金が**885円以上**になっているか、確認をお願いします。最低賃金は通勤手当や精皆勤手当、家族手当等の一部の手当は対象になりません。
- ◆ 生保・損保会社より年末調整用保険料控除明細書が送られてきています。大切に保管をお願いします。
- ◆ 10月1日、静岡共済本部にて聖隷健診バスによる秋の定期健康診断を実施いたしました。毎年7月上旬の土曜日と10月上旬の平日に実施しています。今年も夏・秋**2日間**で**316名**の方が受診されました。健康診断についてのご意見、ご要望等ありましたら、担当までご連絡下さい。